

事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.37

問合せ先 安全安心課

☎444・0862



名称 小路3信号の南の三叉路
場所 新居屋久瀬郷

幅員が狭く、南北の大きな道路に出よつとする自動車は歩道にまで乗りの出さないと左右確認が十分にできません。歩行者や自転車を通ることに注意し、また自動車も、脇道から自動車が出てくることに注意して走行しましょう。
(市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)

その他



大雨から守ろう大切なまち
総合治水週間5月15日(水)～21日(火)



ビジュアルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

期間 7月19日(金)～25日(木)

場所 甚目寺公民館(月曜休館)

※総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ウェブサイト(<http://www.sougo-chisui.jp>)」をご覧ください。

問合せ先 土木課

☎441・7113



愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します)。

場 所	協定保養所名	電話番号
江南市	すいとびあ江南	☎0587・53・5555(予約専用番号)
豊田市	豊田市 百年草	☎0565・62・0100
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	☎0594・42・3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562・82・0211
田原市	シーサイド伊良湖	☎0531・35・1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533・68・4696

ご利用方法

利用される方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎955・1205

障がい手当のご案内

特別児童扶養手当 《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護、養育されている方

①IQ35以下、または身体障がい1、2級程度の方 月額 52,200円

②IQ50以下程度、または身体障がい3級程度の方 月額 34,770円

※平成31年4月から額改定されました。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の写しによる申請が可能な場合もあります)。

※障がい名で手当に該当する場合があります。ご相談ください。

障害児福祉手当 《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児

①身体障がい1級程度の方

②IQ20以下の方

③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要の方

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)。

【国制度】月額 14,790円 ※平成31年4月から額改定されました。

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで) 月額 6,900円

・身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(IQのみで) 月額 1,150円

特別障害者手当 《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳以上で重度の障がい者

①身体障がい1、2級程度の障がいを重複して有する方

②身体障がい1、2級程度、またはIQ20以下もしくは、これと同程度の障がい、または病状を有する方で日常生活においてほぼ全面的に介護が必要な方

※その他該当要件があります。

※認定は診断書の内容で判定されます(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)。

【国制度】月額 27,200円 ※平成31年4月から額改定されました。

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで) 月額 6,850円

・身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(IQのみで) 月額 1,050円

愛知県在宅重度障害者手当 《支給対象者》次のいずれかに該当する障がい者

1種…身体障害者手帳1、2級かつIQ35以下の方 月額 15,500円

2種…身体障害者手帳1、2級、またはIQ35以下・身体障害者手帳3級かつIQ50以下の方
月額 6,750円

※65歳以上で初めて手帳取得した方を除きます。

あま市心身障害者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方にはその等級に応じて手当が支給されます。ただし、施設入所者(介護入院を含む)は除きます。

各手当について

※所得制限がある手当もあります。

※支給対象者であっても手当によって支給に制限があります。(施設入所、継続して3か月を超える入院など)

※制限理由がなくなった場合は、もう一度申請していただければ受給できます。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課 ☎ 444・3135